

議案第 77 号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに市たばこ税の税率の特例を廃止するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

(調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち調布市税賦課徴収条例第23条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条中調布市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同

条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第78条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第78条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中調布市税賦課徴収条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに次条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中調布市税賦課徴収条例附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに附則第3条の規定 平成28年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税につ

いては、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の調布市税賦課徴収条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、改正後の条例第89条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例第92条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第92条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第92条第2項	施行規則第34号の2の2様式	改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第92条第3項	施行規則第34号の2の6様式	改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又

は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第86条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定により申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、改正後の条例第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 9 2 条第 1 項若しくは第 2 項,	調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 27 年調布市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 条第 6 項,
第 19 条第 2 号	第 9 2 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 3 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 4 6 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。）、第 9 2 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 0 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 3 条第 6 項の納期限
第 9 2 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 2 0 条第 4 項の規定
第 9 2 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 3 条第 6 項
第 9 4 条の 2 第 1 項	第 9 2 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 3 条第 5 項
	当該各項	同項
第 9 5 条第 2 項	第 9 2 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 3 条第 6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第 9 3 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第 9 2 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級

品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第9項の規定
	前3項	前2項及び第9項
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2第1項の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し

又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第11項の規定
	前3項	前2項及び第11項
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2第1項の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

1 3 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第13項の規定
	前3項	前2項及び第13項
第7項の表第19条の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2第1項の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項

第 7 項の表第 9 5 条第 2 項の項	附則第 3 条第 6 項	附則第 3 条第 1 4 項において 準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 3 項